

平成16年12月 2日 策定
平成20年 2月 7日 改訂
平成22年12月21日 第二次改訂

鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画

～暴力のない社会を目指して～

< 第二次改訂版 >

鳥 取 県



小さな支えが大きな安心
子育て王国 鳥取県

目 次

I	はじめに	1
II	計画の性格と役割	2
III	計画の期間	2
IV	基本理念（計画策定の視点）	2
V	DV被害者支援の流れ（関係機関の関わり）	3
VI	計画の体系	4
1	暴力を許さない社会づくり	7
	（1）暴力を許さない社会を実現するための推進体制の整備	7
	（2）暴力を許さない社会を実現するための教育・普及啓発	8
	（3）被害者への適切な対応を行うための研修体制の充実	10
2	安心して相談できる体制づくり	11
	（1）DV相談支援センターの強化	11
	（2）市町村等地域における相談体制の強化	12
	（3）外国人、障がい者等への配慮	13
	（4）加害者更生	14
3	安全な保護体制づくり	15
	（1）被害者への緊急保護支援	15
	（2）一時保護施設の充実	15
	（3）一時保護施設と関係機関との連携促進	16
	（4）保護対象の拡充	17
4	被害者の自立支援体制づくり	18
	（1）被害者の自立支援	18
	（2）子どもの心のケア、発達保障	20
5	苦情解決体制づくり	22
	（1）相談機関における体制整備	22
	（2）一時保護機関における体制整備	22
6	民間支援団体等支援体制づくり	24
	（1）民間支援団体等への支援	24
	（2）民間支援団体等との連携と協働	24

VII 今後の（制度上の）課題	25
1 DV法の見直し	25
2 加害者更生対策の制度化	25
3 地域格差の解消	25
4 子どもとの面接機会の提供の仕方	25

【資料編】

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	27
2 鳥取県のDV対策の現状	40
3 鳥取県DV被害者支援計画（第二次改訂版）策定委員会設置要綱	42
4 鳥取県DV被害者支援計画（第二次改訂版）策定委員会委員名簿	43
5 用語解説	44

注) DV（ドメスティックバイオレンス）

一般的には「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいう。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）では、

①被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）に限定

②被害者の性別は問わない

ものを対象としている。

鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画

I はじめに

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）が平成14年4月から全面施行され、国及び地方公共団体には配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務があることが法律で明示された。

これにより、長い間、家庭の中の問題、個人の問題とされてきた家庭内暴力が、犯罪であり、重大な人権侵害であると位置づけられ、被害者への救済・支援の道筋がつけられた。

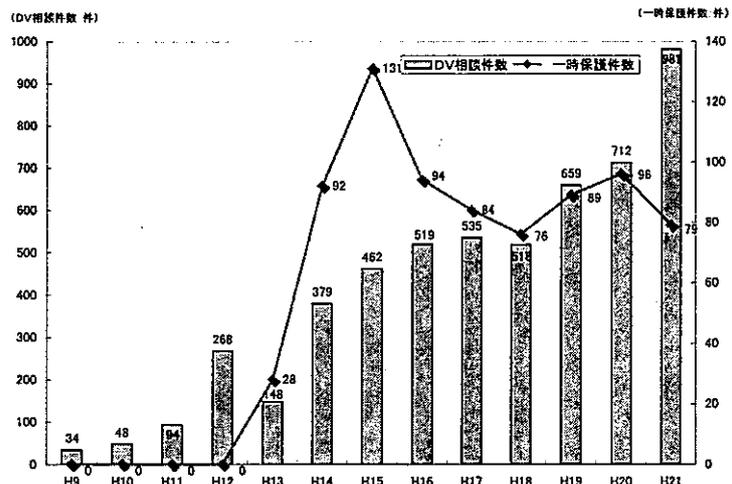
また、平成16年にDV法が改正され、配偶者からの暴力に「心身に有害な影響を及ぼす言動」が加わり、被害者の子ども及び元配偶者が保護命令の対象となるなどの改善が図られるとともに、配偶者からの暴力被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確化された。これを受け、本県では同年12月に全国に先駆け「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」（以下「DV防止・被害者支援計画」という。）を策定するとともに、配偶者、親、兄弟、恋人等からの暴力（以下「DV」という。）被害者の実態に即した施策を全県的に実施してきた。

その後、平成19年にDV法が改正され、平成20年1月から施行されたことにより、保護命令制度の拡充や、市町村の責務の拡充（市町村基本計画策定の努力義務化等）、配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）の業務の拡大などが図られた。

また、平成19年12月でDV防止・被害者支援計画期間の3年間が終了することから、平成20年2月にDV法の改正内容を盛り込んだ上でDV防止・被害者支援計画を改訂し、引き続きDV被害者の実態に即した施策を全県的に実施した。この結果、一時保護解除後の自立を支援するための民間基金の設立、一時保護に関する苦情を受け付ける第三者機関の運用開始等、新たな制度として大きく前進した項目もあった。

この間県内のDV相談件数は、DV法施行前の平成13年度には148件であったものが、施行後は14年度の379件をはじめ18年度を除き年々増加傾向にあり、21年度は981件となった。

また、一時保護の利用者は平成13年度の28人から14年度は92人、15年度は131人と大幅に増加したが、15年度をピークに16年度以降は100人未満で推移しており、21年度は79人となっている。しかしながら、まだまだ支援を求めることができない人がいることも想定される。



※平成13年度にDV法成立一部施行、平成14年度から完全施行
 ※平成14年度から委託一時保護開始
 ※相談件数は、本県の婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び県内の婦人相談員が受付けた件数。
 (注)DV:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に定義される暴力のほか、恋人関係の親密な関係にある男女間で起こる暴力も含む。

このたび、現在のDV防止・被害者支援計画の期間である3年間の終了するに当たり、今までの取組の状況の評価・総括し、課題を整理しながら、関係機関等の意見を聴いて今後必要な取組を盛り込んで計画を改訂することにした。改訂した計画に基づく諸施策を推進することを通じて、男性女性の区別なく人権擁護に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現を目指すことにより、DV法に規定される配偶者からの暴力のみならず、本県が先進的に取り組んできた親、兄弟、恋人等からの暴力を含め、これらを許さない体制の整備を図るとともに、被害者の支援体制の充実に努めていきたいと考える。

II 計画の性格と役割

- 1 この計画は、DV法第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画として位置づけるとともに、「子育て王国とっとりプラン」等の関連計画と整合性を持たせることとする。
- 2 県及び市町村は、この計画の趣旨に沿って施策を実施する。
- 3 被害者の相談・保護・支援等に職務上関係のある者及び民間の支援団体は、この計画の趣旨に沿った取組を積極的に、相互に連携して行う。
- 4 県民に対しては、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求める。

III 計画の期間

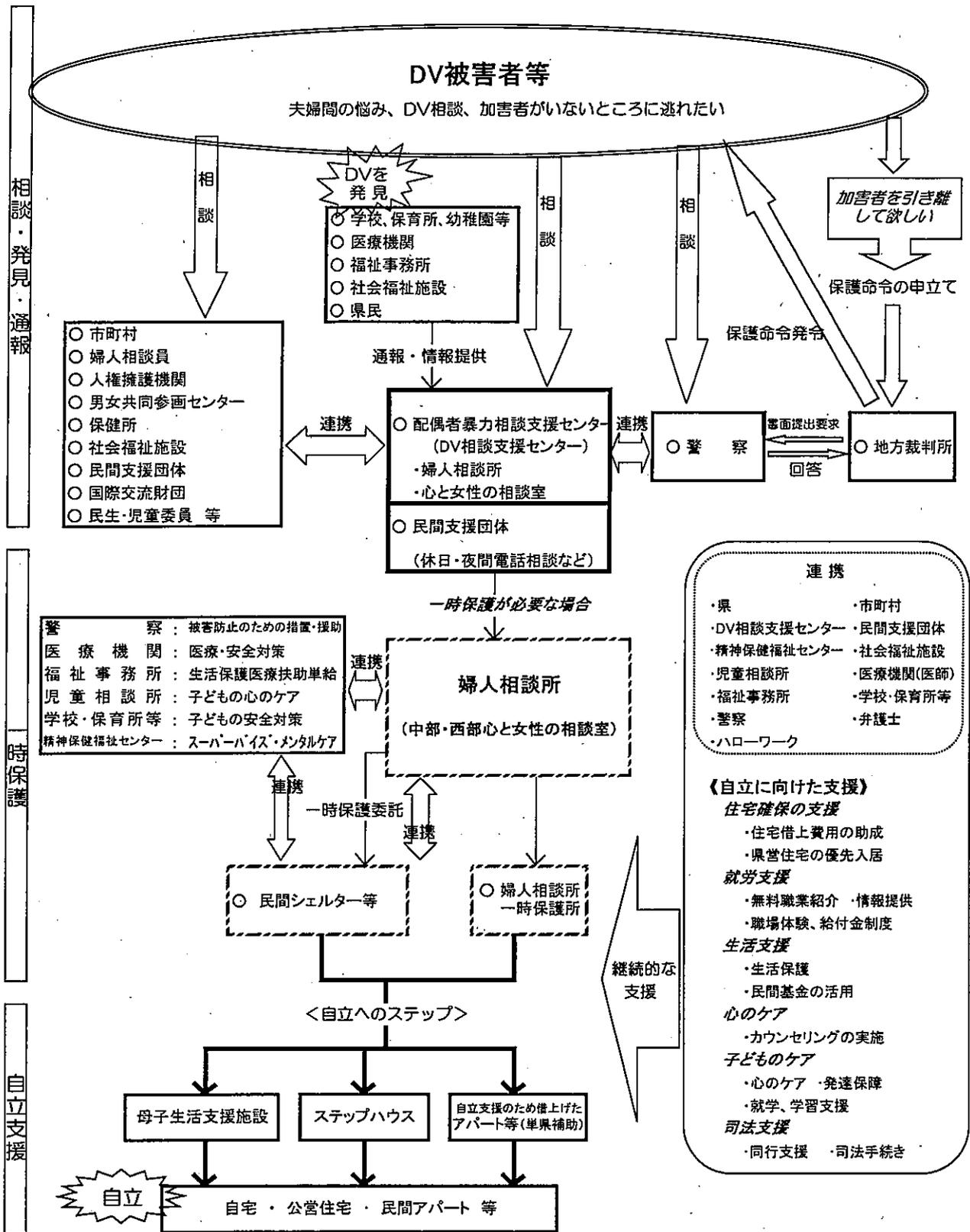
計画の期間は、現在のDV防止・被害者支援計画の終了時（平成23年1月）から5年間とする。

ただし、国が策定した「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととする。

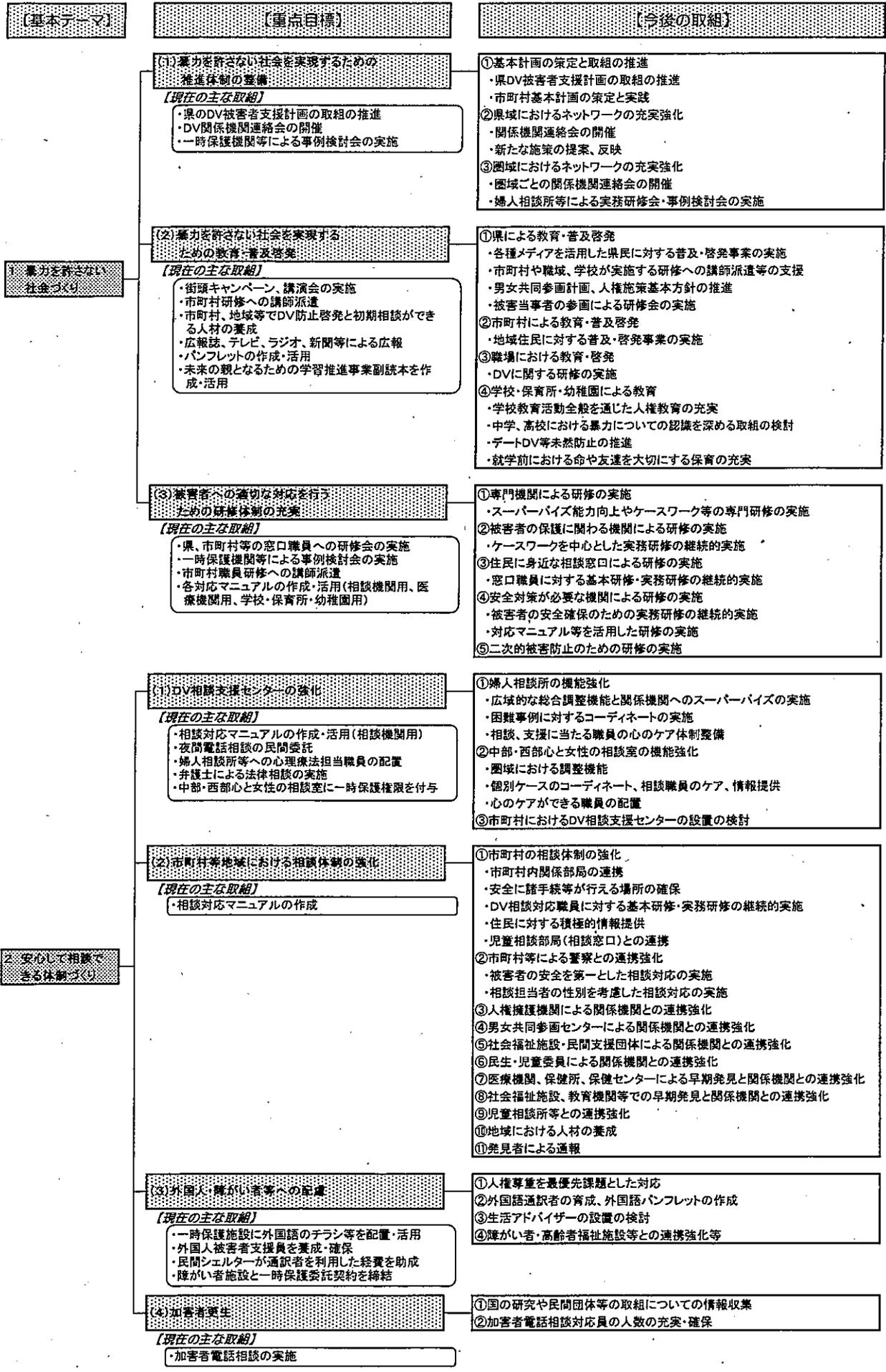
IV 基本理念（計画策定の視点）

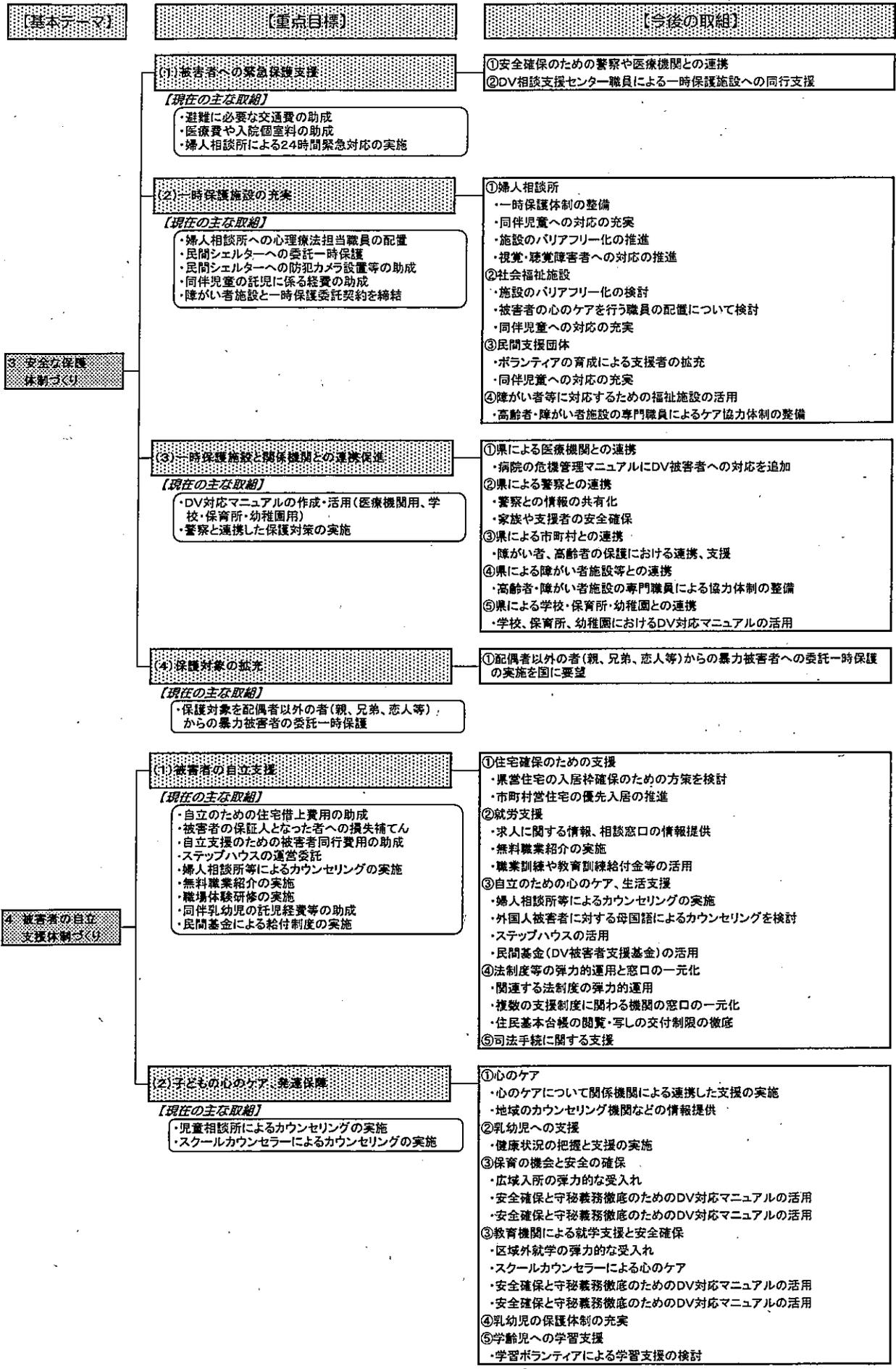
- 1 DVは家庭内で起こる単なる暴力ではなく、重大な人権侵害であると同時に犯罪であること。
- 2 直接DVを受けた被害者のみならず、その家庭の子どもや親族も被害者となること。
- 3 被害者は、国籍、年齢、障がいの有無等にかかわらず、同じ水準の支援を受ける権利があること。
- 4 被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、平穏な生活を送る権利があること。
- 5 関係者は、被害者が本来持っている力を信頼し、被害者の意思を尊重しながらその回復を支えることを基本とすること。
- 6 暴力を防止し、被害者を支援することは行政の責務であること。
- 7 総合的施策を進めるに当たっては、県、市町村等の関係機関、民間団体等が相互に連携し、協働することが不可欠であること。

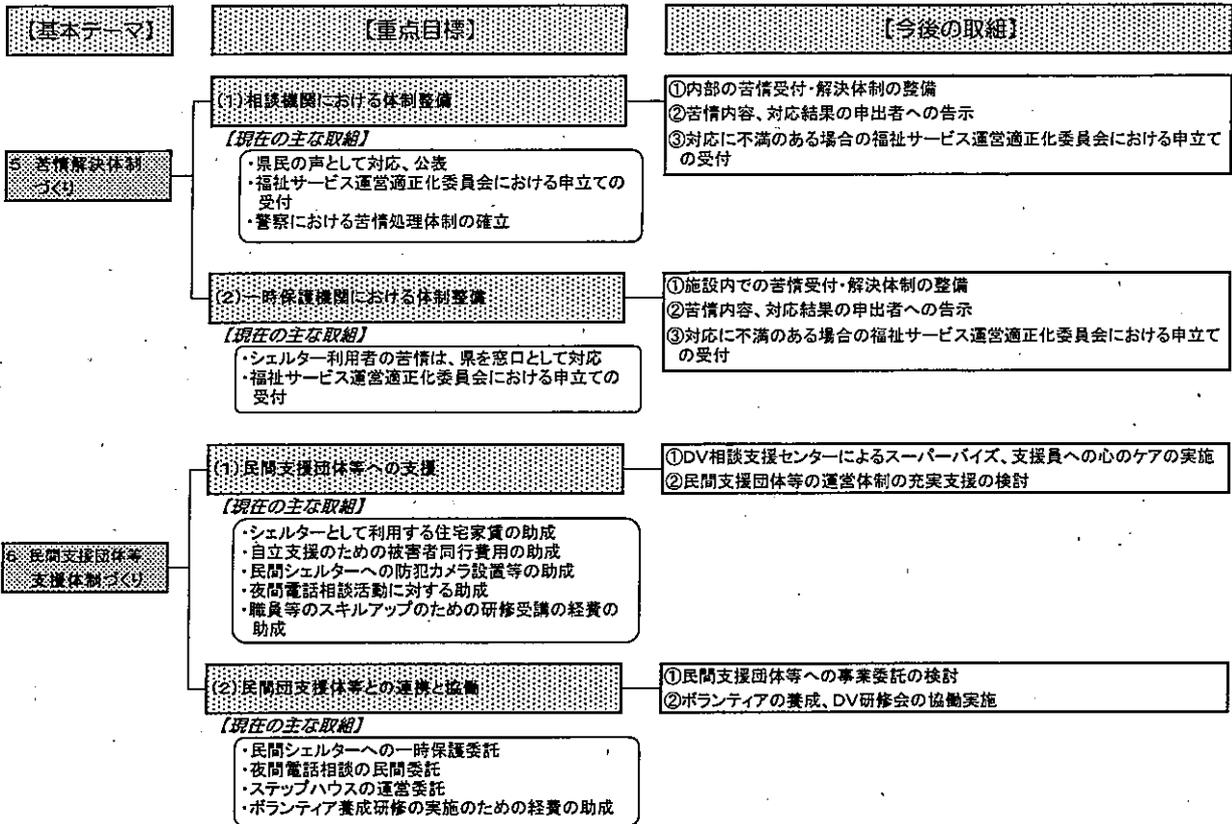
V DV被害者支援の流れ (関係機関の関わり)



VI 計画の体系







基本テーマ1 暴力を許さない社会づくり

重点目標(1) 暴力を許さない社会を実現するための推進体制の整備

【現状と課題】

本県では、平成12年度に「女性に対する暴力防止関係機関連絡会」を発足させ、各機関の取組状況や認識を相互に知り、課題を共有してきた。また、平成16年12月には、関係機関等との連携や被害者支援施策を盛り込んだ「DV防止・被害者支援計画」を全国に先駆けて策定した(平成20年2月に改訂)。各圏域においては、婦人相談所、中部・西部総合事務所福祉保健局心と女性の相談室(以下「中部・西部心と女性の相談室」という。)が中心となり、関係機関に対し定期的な研修や情報交換等を実施し、連携を図りながら組織的に被害者支援を行っている。

今後も、関係機関連絡会や事例検討会等を通じ、全県及び各圏域ごとの関係機関のネットワークの強化に努める。

また、平成19年のDV法の改正により、市町村においては、被害者に対する自立支援の充実や取組の一層の促進を図るため、基本計画の作成を行うことが努力義務化されており、ほとんどの市町村において基本計画を策定している。

◇現在の主な取組

- ・ 県のDV防止・被害者支援計画の取組の推進
- ・ 関係機関連絡会(全県、圏域ごと)の開催
- ・ 相談、一時保護機関等による事例検討会の実施

【今後の取組】

① 基本計画の策定と取組の推進

- ・ 県は、DV防止・被害者支援計画の取組を推進する。
- ・ 市町村は、DVの防止と被害者支援施策の充実のため、県の支援計画を勘案し、地域の実情や既存計画等の策定状況を踏まえ、市町村基本計画の策定と実践に努める。
- ・ 県は、市町村基本計画の策定に当たり、情報提供や各種相談等の支援を行う。

② 圏域におけるネットワークの充実強化

- ・ 各機関は、「女性に対する暴力防止関係機関連絡会」で情報を共有するなど内容を充実し、関係機関相互の連携を図る。
- ・ 各機関は、圏域で生じた問題点を取り上げ、また、成功事例も紹介し、県内全体の取組に反映させる。
- ・ 県は、各機関からの提案を受け、施策に反映する。

③ 圏域におけるネットワークの充実強化

- ・ 婦人相談所、中部・西部心と女性の相談室が中心となり、被害者相談が各圏域内で完結できるよう、より機動的で実践的なネットワークの充実強化を図る。
- ・ 県は、具体的事例に基づく検討会等を実施し、支援者の資質の向上を図る。

重点目標(2) 暴力を許さない社会を実現するための教育・普及啓発

【現状と課題】

DV法の施行後、リーフレット、ホームページによる広報等により相談窓口の周知が図られてきている。また、DVについての認識は少しずつ浸透しつつあるが、DVは家庭内の問題であり被害者が悪いという認識に立つ発言もみられるなど、広く県民に理解されているとはいえない。

DV問題の解決のためには、被害者を保護しその自立を支援することと併せて、DV被害者を発生させない、暴力を許さない社会を実現することが不可欠であり、家庭、地域、職場、学校等の社会のあらゆる分野においてDVが犯罪であり重大な人権侵害であるという認識を深める教育や研修、啓発等を積極的に実施していく必要がある。

今日の社会ではDVに限らず児童虐待、いじめ等が増加しており、メディアを通じて幼少時から暴力を目にする機会も増えている。命の大切さ、友達と仲良くすることから暴力をなくそうという意識を高めて行くことが大切であり、その大きな力となるのが教育である。学校、保育所、幼稚園の中での教育とあわせて、地域における教育も重要である。

また、DVは配偶者間だけでなく、思春期や青年期などの若い恋人の間でも発生しており、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくない。内閣府が平成21年3月に発表した「男女間における暴力に関する調査」では、10代から20代の結婚前に「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」等の被害を受けた経験のある人は、女性13.6%、男性4.3%と報告されている。中学、高校において男女の人権を尊重し、性に対する理解を深めていくような教育をさらに充実させるとともに、地域でも若者が気軽に相談できる場所づくりが求められる。さらに、教育を行う職員自らがDVに対する理解を深めるため、DVについて学ぶ機会を増やしていくことも必要である。

なお、若年層に対してデートDV(注1)等についての教育・啓発を行うことにより、若年層がDVについての理解を深め、対等でお互いに尊重し合えるより良い関係を築いていくことは、将来におけるDVの発生を未然に防止することにつながり、効果があると考えられる。

中学・高校生へのDV啓発として、学校の要請により婦人相談所職員が講師役をしているが、若年層のニーズを活かした啓発企画が出来ていない。

近年、人権研修がいろいろなところで開催されているが、DVに関する研修は十分実施されているとはいえない。DVは周期的に繰り返し発生するという特徴が見られ、さらに家庭の中で起こるため表面化しにくいことから、その実態と深刻さを周知する取組も必要である。

なお、身体的暴力だけでなく精神的な暴力もDVであり、被害者は様々な支援が受けられることも積極的に広報していく必要がある。

また、加害者に向けての具体的な広報、啓発を行うとともに、県民一人一人がDVについて理解を深め、暴力の潜在化を防ぎ、一人で悩んでいる被害者に相談窓口等の情報が提供できるよう、きめ細かな広報・意識啓発が必要である。

このため、身近な市町村や地域コミュニティの中で未然防止と初期相談が出来る人材を養成するため、DV予防啓発・相談支援員(ファシリテーター)(注2)養成研修を平成22年度から開始した。

◇現在の主な取組

- ・街頭キャンペーン・講演会の実施、市町村の研修への講師派遣
- ・市町村、教育現場や地域等においてDV防止啓発と初期相談ができる人材を養成
- ・広報誌、テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- ・パンフレットの作成・活用
- ・未来の親となるための学習推進事業副読本を作成し、各学校で活用

【今後の取組】

① 県による教育・普及啓発

- ・ 広報誌、テレビ・ラジオ・新聞等のメディア、ホームページ等を活用した広報、講演会の実施等、広く県民に対する普及・啓発事業を実施し、特に若年層への啓発強化を図る。
- ・ 市町村や職場、学校等で行われる研修等に、婦人相談所等DV被害者の支援に関わる職員を講師として派遣するなどの支援を行う。
- ・ 被害当事者の参画による研修を実施する。
- ・ 男女共同参画計画及び人権施策基本方針に基づき、暴力はその対象の性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を相互に尊重し合うことが必要であることを念頭に置き、両計画に記載された施策の推進を図る。
- ・ 市町村、教育現場や地域等においてDV防止について啓発ができる人材（DV予防啓発・相談支援員（ファシリテーター））を養成するとともに、支援員の組織化を図り、支援員による啓発活動の推進を図る。

② 市町村による教育・普及啓発

- ・ 広報誌等を活用した広報やDVに関する講演会や研修会を行うなど、地域住民に対する普及・啓発事業を実施する。
- ・ DV予防啓発・相談支援員（ファシリテーター）を養成し、又は支援員と連携して、職員及び地域住民に対する教育・普及啓発を実施する。

③ 職場における教育・啓発の実施

- ・ 各機関は、人権研修等各種職場内研修の機会をとらえて、DVをテーマとした研修を実施していただくよう努める。

④ 学校・保育所・幼稚園による教育

- ・ 学校教育活動全体を通じて、命の大切さ、いじめの解消、性差別の解消等の人権教育や性教育の充実を図る。
- ・ 中学、高校において、男女それぞれの人権を尊重し暴力を許さない人権教育やデートDV等未然防止のための教育を推進する。
- ・ 保育所や幼稚園では、命の大切さや友達と仲良くするなど、就学前教育における人権・同和保育の充実を図る。

注1) テートDV

親密な関係になったボーイフレンド、ガールフレンドの間で起こる「暴力で相手を支配しよう」とする犯罪を含む人権侵害のこと。

注2) DV予防啓発・相談支援員（ファシリテーター）

市町村、教育現場や地域等においてDV予防啓発及び初期相談支援を行うことのできる人材のこと。

重点目標(3) 被害者への適切な対応を行うための研修体制の充実

【現状と課題】

被害者の相談や支援に関わる関係機関の職員には、それぞれの立場で適切な対応を行うことが求められるため、関係機関は、各対応マニュアルを作成・活用するとともに、職員研修を行うなど職員の資質の向上を図っているところである。

なお、研修の実施については、技術や知識の習得はもちろん、特に二次的被害(注1)の防止や守秘義務の徹底について重点を置くとともに、直接の窓口職員だけでなくすべての職員が受講することが求められる。

◇現在の主な取組

- ・ 県・市町村の窓口職員を対象とした研修会の実施
- ・ 各対応マニュアルの作成・活用(相談機関用、医療機関用、学校・保育所・幼稚園用)
- ・ 相談、一時保護機関等による事例検討会の実施
- ・ 市町村の職員研修への講師派遣

【今後の取組】

- ① 専門機関(婦人相談所、中部・西部心と女性の相談室)による研修の実施
 - ・ 支援計画の作成や支援者に対するスーパーバイズ(注2)能力を身につけるための専門研修を実施する。
 - ・ ケースワーク(注3)に係る実務研修を実施する。
- ② 被害者の保護に関わる機関(社会福祉施設、民間支援団体)による研修の実施
 - ・ ケースワークを中心とした実務研修を継続的に実施する。
- ③ 住民に身近な相談窓口(市町村、男女共同参画センター等)による研修の実施
 - ・ 窓口職員に対する基本研修、実務研修を継続的に実施する。
 - ・ DV相談支援センター等へつなぐ場合、本人の具体的な訴え、問題点等を整理し、的確につなげるような研修を実施する。
- ④ 安全対策が必要な機関(警察、医療機関、学校、保育所・幼稚園)による研修の実施
 - ・ 被害者の安全確保を図るために必要な実務研修を継続的に実施する。
 - ・ 対応マニュアル等を活用して研修を実施する。
- ⑤ 県による二次的被害防止のための研修の実施
 - ・ 被害者の人権やDVの特性等に関する理解を深め二次的被害を防止するため、相談・保護、捜査、裁判等に携わる職務上関係がある者に対する研修を実施する。

注1) 二次的被害

相談・保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者等の不適切な言動により、被害者が傷つき、更なる被害が生じること。

注2) スーパーバイズ

高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。

注3) ケースワーク

社会生活上の諸問題に直面して困難な状況に陥っている人に対して、その困難な状況から自立できるように個別に援助していく過程のこと。

基本テーマ2 安心して相談できる体制づくり

重点目標(1) DV相談支援センターの強化

【現状と課題】

DV被害についての相談・支援を行うため、東・中・西部各圏域ごとに、婦人相談所及び中部・西部心と女性の相談室をDV相談支援センターとして位置づけ、市町村、関係機関と連携をしながら対応を行っている。また、幅広い時間帯の緊急相談に対応するため、夜間や土日・祝日に電話相談を実施し、24時間体制としている。

さらに、多様化する相談ニーズに応えるため、弁護士による法律相談、心理療法担当職員によるカウンセリングを実施し、内容を充実させてきたところである。

しかしながら、一層複雑、多様化する社会状況の下で、被害者、加害者共に生育歴や置かれている状態は個々様々であり、その背景を理解しながら適切に対応することが必要である。

さらに、相談の内容が深刻な暴力被害であることから、相談や支援に当たる者の精神的負担が大きいため、これらの支援者に対する心のケアや段階的なスーパーバイズの体制を整備することが必要である。

また、婦人相談所のみであった委託一時保護決定権限が、平成18年6月から西部心と女性の相談室へ、さらに平成21年4月からは中部心と女性の相談室へ備わったことにより、各圏域における相談から保護、自立支援までの専門的かつ総合的な対応が一元的に行える体制が整った。

なお、平成19年のDV法改正により市町村においてもDV相談支援センターの設置が努力義務化されたところであるが、人口規模や現在のDV相談支援センターの設置状況を勘案し、地域の実情を踏まえ、市町村で設置が必要かどうか検討していく必要がある。

◇現在の主な取組

- ・相談対応マニュアル（相談機関用）の作成・活用
- ・夜間電話相談の民間委託
- ・婦人相談所等に心理療法担当職員を配置し、被害者に対するカウンセリングの実施
- ・弁護士による法律相談の実施
- ・婦人相談所に加え中部・西部心と女性の相談室に委託一時保護決定権限を付与

【今後の取組】

① 婦人相談所の機能強化

- ・県の中核的DV相談支援センターとして、広域連携を含めた総合調整機能の充実を図る。
- ・地域の相談窓口や民間支援団体等に対するスーパーバイズや困難事例のコーディネートが行える体制を整備する。
- ・精神保健福祉センターとの連携を図りながら、被害者の相談や支援に当たる支援者等の代理受傷（注）等に対する心のケア体制を整備する。

② 中部・西部心と女性の相談室の機能強化

- ・DV相談支援センターとして圏域における相談や支援の充実を図る。
- ・圏域における個別ケースのコーディネート、被害者の相談や支援に当たる支援者等の代理受傷等に対する心のケア、情報提供等を行う。
- ・西部と同様、中部にも心のケアができる職員の配置等職員体制の整備を検討する。

③ 市町村によるDV相談支援センターの設置の検討

- ・ 県のDV相談支援センターの設置状況を勘案し、市町村での設置の必要性について検討する。

注) 代理受傷

相談員等の支援者が、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。

重点目標(2) 市町村等地域における相談体制の強化

【現状と課題】

市町村は住民にとって最も身近な相談窓口であるが、福祉・保健・教育等の多様な窓口が存在することから、被害者がつらい被害の状況等を何度も話さなければならず、精神的負担が大きいため、適切な相談体制を整えることが必要であるが、福祉専門職が配置されていないため、相談窓口として十分な機能が果たせていない。

また、潜在化しがちな被害者の早期発見には、医療機関や教育機関等の役割は大きい。

さらに、被害者の相談や保護に大きな役割を担っている社会福祉施設や民間支援団体には、緊急対応や複雑で困難な事案に関する相談が寄せられることが多いため、DV相談支援センターや警察等専門機関とも連携を取った対応が求められる。

なお、相談の実施に当たっては、守秘義務の徹底と二次的被害の防止、プライバシーが守られる相談場所の確保について十分な配慮をしなければならない。

未然防止と初期相談は行政職員だけでは限界があり、地域における人材の養成が望まれる。

◇現在の主な取組

- ・ 相談対応マニュアル（相談機関用、医療機関用）の作成・活用

【今後の取組】

① 市町村の相談体制の強化

- ・ 生活保護や教育等多岐にわたる相談内容を、異なる窓口で被害者が何度も話さなければならないといった対応にならないよう、市町村内関係部局が連携するとともに、安全に諸手続等が行える場所の確保に努める。
- ・ DV相談に対応することとなる職員に対する基本研修、実務研修を継続的に実施し、専門性を向上させる。
- ・ DV被害者に対する相談窓口や支援に関する情報を積極的に広報する。
- ・ 児童の目の前で行われるDVは児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定する「著しい心理的外傷を与える言動」にあたるため、児童相談部局（相談窓口）との連携に努める。

② 市町村等による警察との連携強化

- ・ 市町村、DV相談支援センターは被害者の安全を第一として、警察と連携して相談対応を行う。
- ・ 被害者からの相談については、可能な限り被害者が希望する性別の職員による対応を行う。

③ 人権擁護機関（法務局、人権擁護委員）による関係機関との連携強化

- ・ 相談者の訴えや問題点等を把握・整理し、DV相談支援センター等の関係機関との連携を強化する。

- ④ 男女共同参画センターによる関係機関との連携強化
 - ・ 相談者の訴えや問題点等を把握・整理し、DV相談支援センター等の関係機関との連携を強化する。
- ⑤ 社会福祉施設・民間支援団体による関係機関との連携強化
 - ・ 面談や電話での相談活動を継続するとともに対応時間帯を拡充し、緊急事案・困難事案については、DV相談支援センター等の関係機関と連携を取りながら、被害者の保護を図る。
- ⑥ 民生・児童委員による関係機関との連携強化
 - ・ 地域の人々の生活状況を把握し、被害者の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携して相談に対応する。
- ⑦ 医療機関、保健所、保健センターによる早期発見と関係機関との連携強化
 - ・ DVが発見されやすい場所であり、早期に被害者を発見し、的確にDVに関する情報提供を行うとともに、DV相談支援センター、警察に通報するよう努める。
 - ・ 精神的な悩みを抱えた人や女性の健康に関する相談、検診や家庭訪問等を通じてDV被害者の発見に努め、心と女性の相談室と連携して相談に対応する。
- ⑧ 社会福祉施設、教育機関等による早期発見と関係機関との連携強化
 - ・ DV相談支援センター等の関係機関との連携を強化する。
 - ・ 通常の業務の中で、被害者を発見したときは、相談機関に関する必要な情報の提供を行うとともに、DV相談支援センター、警察に通報するよう努める。
- ⑨ 児童相談所等との連携強化
 - ・ DVが発生した家庭では子どもが暴力の対象になっていることがあること、また、児童虐待相談からDVを発見することがあることから、DV相談支援センター、児童相談所、市町村児童相談部局は、相互に情報の提供を行うよう努める。
- ⑩ 地域における人材の養成
 - ・ 県は、地域コミュニティの中でDVに関する未然防止と初期相談ができる人材を養成する。
- ⑪ 発見者による通報
 - ・ 被害者を発見した者は、被害者に対して保護や支援に関する情報の提供を行うよう努めるとともに、DV法第6条の規定に基づきDV相談支援センター又は警察官に通報するよう努める。

重点目標(3) 外国人、障がい者等への配慮

【現状と課題】

DV法では外国人被害者も日本人と同様の支援が受けられるが、言葉や文化の違いが障害になり、相談窓口があることも分からず支援を求めることができない現状がある。

また、相談・法律手続・自立支援等の各場面での通訳の確保も必要である。

県では、外国人被害者等支援員養成事業を実施し、婦人相談所等からの要請に応じることのできる通訳者の確保に努めているが、通訳者の人数、対応言語を増やす必要がある。また、民間シェルター(注)が通訳者を利用した場合における経費を助成している。

さらに、外国人が日常生活の中で孤立しやすい状況を解消するため、日ごろから身近な相談先となる機関や交流の場づくりも課題である。

障がい者や高齢者等についても、DV被害が潜在化しやすい傾向にあるため、障が

い者や高齢者の相談や福祉サービスの利用を通じて被害者の発見に努めることも必要である。

◇現在の主な取組

- ・一時保護施設に外国語（英語、中国語）のチラシ等を配置・活用
- ・外国人被害者等支援員養成事業により通訳者を養成・確保
- ・民間シェルターが通訳者を利用した経費を助成
- ・障がい者施設と一時保護契約を締結

【今後の取組】 県は以下の取組を行う。

- ・外国人の被害者に対しては、言葉の問題や考え方、価値観、宗教的背景等、文化や制度の違い等を考慮し、関係機関と綿密な連携をとり、被害者の人権尊重を最優先課題として対応する。
- ・日本の法制度や支援等について理解を促すため、通訳や翻訳等の情報伝達手段の確保（通訳者の育成、外国語パンフレット作成等）や相談窓口の職員による関係機関への同行等、必要な支援が円滑に行われるよう配慮する。なお、できるだけ母国語で相談できるように、被害者と同じ国籍を持つ人による相談や支援、通訳の登録制度、多言語による広報の充実を図るための支援員の人数を確保する。
- ・被害者の身近な相談先となり、公的支援につなげていくことができる生活アドバイザーの設置を検討する。
- ・障がい者のための点字、手話等による情報伝達手段の確保に努める。
- ・障がい者・高齢者福祉施設等との連携を図り、潜在するDV被害者の救済を図る。

注) シェルター

暴力から逃れ、駆け込んでくる方や子どもたちのための緊急避難場所として一時的に保護する場（施設）のこと。

重点目標（4） 加害者更生

【現状と課題】

加害者自身が暴力から脱却することができなければ、再びDVが行われる危険性や新たな被害者を作り出してしまう可能性がある。このため被害者支援と併せて加害者への対応が必要である。

DV法では「国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法を調査研究する」との規定があるのみで具体的な加害者対策は示されておらず、加害者更生のプログラムの国レベルでの研究も緒についたところであり、根本的な対応ができていない。

本県では、加害者電話相談を実施しているが、相談対応員の人数は少ない。

◇現在の主な取組

- ・加害者電話相談の実施

【今後の取組】

- ・県は、加害者更生のための国の研究や民間団体等による取組について情報を収集する。
- ・県は、加害者電話相談対応員の人数を充実・確保する。

基本テーマ3 安全な保護体制づくり

重点目標(1) 被害者への緊急保護支援

【現状と課題】

DV被害は、生命の危険と隣り合わせという性質があり、身の危険を感じた被害者は着の身着のまま逃げてくる場合があることから、婦人相談所や民間シェルター等に緊急避難するための支援が必要である。一時保護所がないDV相談支援センターに緊急に保護を求めてきたDV被害者に対しては、一時保護が行われるまでの間、避難場所を提供することが必要である。

また、ケガをしたり、疾病を抱える被害者も多く、安全に医療が受けられることが必要である。

◇現在の主な取組

- ・被害者が民間シェルターへ避難するために利用したタクシー料金の助成
- ・被害者、同伴者が暴力によりけがをしたり病気にかかっている場合の民間シェルター入所前の医療費や入院個室料の助成
- ・婦人相談所による24時間緊急対応の実施

【今後の取組】

- ・DV相談支援センターの職員及びシェルターの職員等は、緊急保護に際しては、警察や医療機関と緊密な連携を取って被害者の安全確保に努める。
- ・DV相談支援センターの職員は、緊急時における安全の確保のため一時保護所又はシェルターまでDV被害者に同行支援する。

重点目標(2) 一時保護施設の充実

【現状と課題】

DV被害者にとって最も必要なことは安全な避難場所を確保することである。避難場所は一般的に「シェルター」と呼ばれており、婦人相談所、社会福祉施設、民間支援団体が対応している。シェルターは、ただ単に避難する場所だけではなく、DVから逃れてきた方や子どもたちが安心して心と体を休め、新たな人生を歩みだすための準備をする場所でもある。そのためには、施設面の充実だけではなく、対応する職員の資質の向上が必要である。

県内には婦人相談所が東部に1か所あり併設の一時保護所で一時保護を実施しているが、婦人相談所での受入れ件数が限られている(定員:12人、3部屋)。このため、社会福祉施設、民間支援団体への委託により対応している。

婦人相談所の委託を受けて一時保護を実施している社会福祉施設は7施設あるが、設備・職員は児童福祉施設最低基準により示された必要な配置を行っており、夜間警備体制も整えている。民間支援団体は2団体が活動しており、婦人相談所が適当と認める場合に一時保護を委託している。特に職員配置等明確な基準は示されていない。

障がい者等のDV被害者の保護については、障がい者対応の居室を備えた社会福祉施設もあるが、ハード面での対応ができない場合が多く、バリアフリー化等環境の整備が必要である。

◇現在の主な取組

- ・ 婦人相談所に心理療法担当職員を配置し、被害者のカウンセリングを実施
- ・ 民間シェルターに一時保護を委託
- ・ シェルターとして利用するために借り上げたアパートの家賃を助成
- ・ 民間シェルターの防犯カメラ設置、警備委託に対する助成
- ・ 一時保護期間は2週間に限定せず、被害者の実情に応じて対応
- ・ 同伴児童の託児に係る経費の助成
- ・ 障がい者施設と一時保護委託契約を締結

【今後の取組】

① 婦人相談所

- ・ 婦人相談所の一時保護体制の整備について検討する。
- ・ 同伴児童への対応を充実する。
- ・ 施設のバリアフリー化を進める。
- ・ 視覚・聴覚障がい者への対応を進める。

② 社会福祉施設

- ・ 施設のバリアフリー化について検討する。
- ・ 被害者への心のケアを実施する職員の配置について検討する。
- ・ 同伴児童への対応を充実する。

③ 民間支援団体

- ・ 被害者に寄り添ってより適切な処遇が行われるよう、ボランティアの育成による支援者の拡充に努める。
- ・ 同伴児童への対応を充実する。
- ・ 職員配置等の基準が必要か検討する。

④ 障がい者等に対応するための社会福祉施設の活用

- ・ 県は、一時保護委託先として、高齢者・障がい者施設の専門職員によるケア協力体制を整備する。
- ・ 県は、一時保護までの間、必要に応じ、ショートステイ(注)による対応を検討する。

注) ショートステイ

高齢者や障がいのある方などが、社会福祉施設等に短期間入所して介護サービスを受けること。

重点目標(3) 一時保護施設と関係機関との連携促進

【現状と課題】

一時保護中に、加害者が後追いつてくることもあり、シェルターにおいては、被害者の身を不審者から守るよういろいろな配慮をしているが、居場所を突き止められることもある。このため、シェルターに防犯カメラを設置したり、所轄警察署へ連絡して、安全確保を図っている。

県外においては、過去には保護命令が発令中でありながら加害者が被害者の命を奪うという事件も発生しており、法律だけでは安全を確保できない現状も浮き彫りになってきている。被害者の安全確保に当たっては、関係機関が連携し被害者を守っていかなければならないということを再認識する必要がある。

平成19年のDV法の改正で、被害者の親族、支援者にも保護命令が発せられるようになり、被害者及び被害者の子に対する対応と同じように、保護することが必要である。

◇現在の主な取組

- ・DV対応マニュアル（医療機関用、学校・保育所・幼稚園用）の作成・活用
- ・警察と連携した保護対策の実施

【今後の取組】

- ① 県による医療機関との連携
 - ・病院の危機管理（リスクマネジメント）マニュアルにDV被害者への対応を追加して安全対策を図る。
- ② 県による警察との連携
 - ・被害者の適切な保護を行うために、警察との連携を密にして、情報の共有を図る。
 - ・被害者家族や支援者の安全確保についても連携を取りながら対応する。
- ③ 県による市町村との連携
 - ・障がい者、高齢者の保護に当たっては、被害者の状況を把握し、市町村と連携して必要な支援を行っていく。
 - ・市町村保健センターや保健所と連携し、健康診断における受診内容の確認や発育チェックにより、健康状態を把握し、必要な支援を行う。
- ④ 県による障がい者施設等との連携
 - ・高齢者・障がい者施設の専門職員との協力体制を図る。
- ⑤ 県による学校・保育所・幼稚園との連携
 - ・子どもの保護命令に対応できるよう、学校・保育所・幼稚園はDV対応マニュアルの活用を図る。また、教職員・保育士への研修を実施し、子どもを守るための体制を整備する。

重点目標（4） 保護対象の拡充

【現状と課題】

DV法の対象者は配偶者（元配偶者を含む。）からの暴力被害者に限られるため、配偶者以外の親、兄弟、恋人等からの暴力被害者については、DV法の対象外となる。しかし、本県では、これらの暴力被害者についても、婦人相談所の一時保護のほか民間シェルター等で一時保護できるよう県単独の制度を設けて対応している。

◇現在の主な取組

- ・保護対象を配偶者以外の者（親、兄弟、恋人等）からの暴力被害者に拡充

【今後の取組】

- ・県は、配偶者以外の親、兄弟、恋人等からの暴力被害者で一時保護が必要な被害者について、委託一時保護が可能となるよう国に働きかける。

基本テーマ4 被害者の自立支援体制づくり

重点目標(1) 被害者の自立支援

【現状と課題】

DV被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立することを選択するためには、住宅の確保、経済基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援等が必要になる。

住宅の確保については、DV被害者が県営住宅の優先入居対象者として加わり、市町村営住宅でも優先入居等を実施している数が増加してきている。しかし、応募倍率が高倍率であり、速やかに入居できない場合がある。また、民間住宅にはDV被害者等に対して住宅を貸し渋るところもあり、住宅確保が難しい状況である。

被害者の経済的支援策としては、母子家庭等に対する就労支援制度や貸付け、生活保護等の活用を図ることが現実的であるが、既存の制度や公的サービスの利用が困難な被害者については、DV被害者の置かれた特殊な状況に十分配慮して、関係者は可能な限り柔軟な運用に努めることが必要である。既存の制度の運用の中で十分な支援が行えない場合は、鳥取県独自の支援策も検討する必要がある。

なお、平成21年12月、一時保護解除後に賃貸住宅で新しい生活を始める被害者に対し、返済の不要な資金を給付する民間基金が運用を開始した。

被害者は緊迫した暮らしの中で疲労が蓄積しており、健康を害したり心理的外傷を深めていたりすることも多いため、生活の再建の過程においては、心身を癒すための専門的な支援も不可欠である。

なお、支援を行うに当たっては、被害者の人権を尊重し、自らの意思に基づき自立することができるようにすることが重要である。

◇現在の主な取組

- ・ 県営住宅の優先入居対象者にDV被害者を追加
- ・ 民間シェルターを退所して、被害者が自立する時に必要な住宅借り上げ費用の一部を助成
- ・ 被害者の住宅確保や就職に必要な保証人となったシェルター等の職員に対し、不測の事態が起こった場合の損失を補てん
- ・ 被害者の自立支援を図るため、被害者に同行支援するための経費を助成
- ・ ステップハウス(注)の運営を民間団体等に委託
- ・ 婦人相談所等によるカウンセリングの実施
- ・ 無料職業紹介の実施
- ・ 職場体験研修の実施
- ・ 同伴乳幼児の託児経費等について助成
- ・ 民間基金による給付制度の実施

【今後の取組】

<住宅確保のための支援>

① 公営住宅への優先入居

- ・ 県は、DV被害者のプライバシーの配慮や応募倍率の状況を考慮した上で、DV被害者への県営住宅の入居枠を確保できるような方策を検討する。
- ・ 市町村は、市町村営住宅におけるDV被害者の優先入居を推進する。
- ・ 県は、民間シェルターの退所者のみならず、婦人相談所を退所して自立する際に必要な住宅借り上げ費用の一部を助成できないか検討する。

<就労支援>

① 就職斡旋

- ・ 県は、相談窓口や求人に関する情報を積極的に提供するとともに、ハローワーク等就職あっせん機関に対し被害者への配慮を求める。
- ・ DV被害者に対する無料職業紹介を実施する。
- ・ 被害者の経済的自立につながるよう企業の理解の促進を図る。

② 就職活動支援

- ・ 県は、面接等就職活動に必要な同行支援について助成を継続する。

③ 職業訓練

- ・ 県は、看護師等高等技能訓練促進費や教育訓練給付金等が活用されるよう普及を図る。

<自立のための心のケア、生活支援>

① カウンセリング

- ・ 自立のための心のケアが必要なDV被害者に対して、婦人相談所、DV相談支援センター、社会福祉施設等の心理療法担当職員がカウンセリングを行う。
- ・ 県は、精神科医や臨床心理士との連携を図る。
- ・ 県は、外国人被害者に対して母国語によるカウンセリングを行う体制について検討する。

② ステップハウス

- ・ 県は、一時保護から自立した生活への橋渡しの場として、被害者の自立に向けた生活指導、精神的ケアを行うステップハウスの活用を図る。

③ 民間基金

- ・ 県は、一時保護解除後に賃貸住宅に入居する被害者に対して支援金を給付する目的で鳥取県社会福祉協議会に設置されたDV被害者支援基金の活用を図る。

<法制度等の弾力的運用と窓口の一元化>

① 関連する法制度の弾力的運用

- ・ 県、市町村は、住民票・健康保険・年金や生活保護、母子寡婦福祉資金等の現行諸制度の運用については、被害者の救済と自立支援を図る観点から、最大限柔軟な取扱いに配慮する。

② 窓口の一元化

- ・ 県、市町村は、複数の法制度や公的サービスの提供に関わる機関は、被害者に対応する窓口を一元化し関係部署との調整を行い、二次的被害を防止するとともに、被害者の負担軽減に努める。

③ 住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限の徹底

- ・ 市町村は、職員に対する研修等を行うとともに、警察やDV相談支援センターと連携して制度の適切な運用に努める。

<司法手続に関する支援>

- ・ 婦人相談所及び民間シェルターは、被害者の保護命令、離婚、子どもの親権等に係る法的手続の支援を行う。この場合、手続や経費等について十分な説明を行うとともに、被害者本人の意向を最大限尊重して対応する必要がある。

注) ステップハウス

シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設。

重点目標(2) 子どもの心のケア、発達保障

【現状と課題】

児童の目の前で行われるDVは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定する「著しい心理的外傷を与える言動」にあたり、DVを身近に見てきた子どもたちは心の傷を抱え、その人格形成や身体的成長過程に深刻な影響を受ける場合がある。したがって、DV被害者の子どもに対しても、その人格と権利を尊重しながら支援を行うことが必要である。

特に、DVから逃れた後に、子どもに様々な症状や問題行動が表れる場合があり、子どもの心のケアが求められる。また、自らの問題を抱えた被害者から子どもを分離したり、親子関係の再構築が必要なケースもある。このため、児童相談所をはじめ関係機関は、連携して関わっていくことが求められる。

さらに、子どもに対し保育の確保や発達を保障するとともに、個々の状況に応じた学習支援も必要であるが、同伴児童への学習機会は十分に提供されていない。

◇現在の主な取組

- ・ 児童相談所等によるカウンセリングの実施
- ・ スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施

【今後の取組】

① 心のケア

- ・ 児童相談所をはじめ、医療機関、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童家庭支援センター、学校、保育所、幼稚園等の子どもに対応する関係機関は、定期的に連絡会議を持ち、被害者の状況と併せて子どもの状況についても十分把握し、子どもの心のケアや親子関係の再構築等について継続的に支援する。
- ・ 心理療法を担当する職員が配置されている児童相談所、情緒障害児短期治療施設、児童養護施設においては、精神科医、ケースワーカー、児童指導員等と協力し、カウンセリング等により、子どもの心のケアを行う。
- ・ 県、民間シェルターは、民間シェルターに心理療法を担当する職員を確保することについて検討する。
- ・ 県は、地域にあるカウンセリング機関の情報提供に努める。
- ・ 県は、子ども自身が意見表明し、悩みや苦情を安心して相談できる仕組みを検討する。

② 乳幼児への支援

- ・ 県は、市町村保健センターや保健所と連携し、健康診断における受診内容の確認や発育チェックにより、健康状態を把握し、必要な支援を行う。

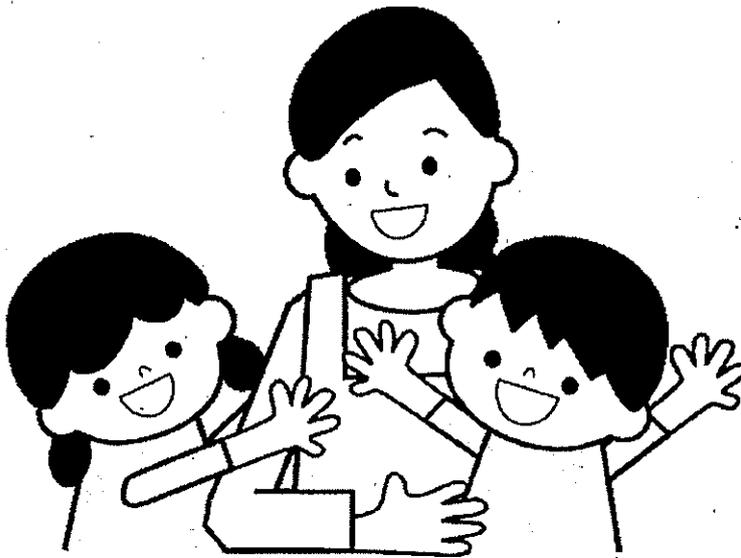
③ 保育の機会と安全の確保

- ・ 県は、保育所の広域入所について、弾力的に受入れを行うよう努める。
- ・ 市町村は、保育料算定の基礎となる所得額等について課題と認識し、弾力的な運用を検討する。
- ・ 各機関は、子どもの安全確保と守秘義務の徹底を図るため、DV対応マニュアルの活用を図る。
- ・ 県は、子どもを受け入れた保育所等に対して、児童相談所、婦人相談所等の職員による必要な支援を行う。

④ 教育機関による就学支援と安全の確保

- ・ 小中学校の区域（市町村）外就学について弾力的に受入れを行うよう努める。
- ・ スクールカウンセラーによる心のケアを実施する。
- ・ 子どもの安全確保と守秘義務の徹底を図るため、学校職員のDV対応マニュアルの活用を図る。

- ・ 県は、子どもを受け入れた学校に対して、児童相談所、婦人相談所等の職員による必要な支援を行う。
- ⑤ 乳幼児の保護体制の充実
- ・ 県は、親子分離が必要な場合には、児童相談所と連携を密にし、適切な対応を行う。
- ⑥ 学齢児への学習支援
- ・ 県、民間シェルターは、学習が遅れている児童生徒に対して、放課後の時間等を利用した個別的な関わりなどにより学習の遅れを取り戻すなどの配慮を行う。そのため、一時保護期間中における学習ボランティアによる学習支援について検討する。
 - ・ 県、民間シェルターは、外国人被害者等で日本語を十分に理解できない場合は、日本語指導や子どもの宿題等の自宅学習への支援を行うことについて検討する。



基本テーマ5 苦情解決体制づくり

重点目標(1) 相談機関における体制整備

【現状と課題】

DV被害者に対する理解不足等から二次的被害はDV相談機関でも発生している。各相談機関においては、二次的被害の防止のための職員に対する継続的な研修を行うとともに、二次的被害が発生した場合には、被害者からの苦情を受け付け、解決に向けた適切な対応が取れる体制を整備することが求められている。

現在、県においては「県民の声」として対応しており、第三者機関として福祉サービス運営適正化委員会（鳥取県社会福祉協議会内）が申立てを受け付けている。

また、警察においては、公安委員会に苦情の申し出をすることができ、警察本部及び警察署で受理し適切に対応している。

◇現在の主な取組

- ・ 県民の声として対応、公表
- ・ 福祉サービス運営適正化委員会における申立ての受付
- ・ 警察における苦情処理体制の確立

【今後の取組】

- ・ 各相談機関は、苦情受付担当を設置し、所属長を責任者とする内部の解決体制を整備するとともに、苦情の内容、対応結果を申出者に告知する。
- ・ 各相談機関における対応に納得がいかない場合は、第三者機関として福祉サービス運営適正化委員会（鳥取県社会福祉協議会内）において申立てを受け付ける。

重点目標(2) 一時保護機関における体制整備

【現状と課題】

被害者の一時保護に関わる支援者や機関は、被害者にとって安心できる場所であり、二次的被害等が起こった場合、被害者が受ける精神的な影響はより大きなものとなる可能性がある。

社会福祉法に基づく第三者機関として福祉サービス運営適正化委員会（鳥取県社会福祉協議会内）において申立てを受け付けているが、法人化されていない民間シェルターでは被害者からの苦情を受け付けて対応できる苦情申立ての体制が十分とは言えないため、被害者の処遇向上と支援者のレベルアップを図るためにも、自主的な第三者機関の活用も含めた苦情解決体制を構築する必要がある。

◇現在の主な取組

- ・ シェルター利用者が処遇に不満がある場合は、県（子育て支援総室）を窓口として対応
- ・ 福祉サービス運営適正化委員会における申立ての受付

【今後の取組】

① 婦人相談所

- ・ 所内での苦情受付担当を設置し、所長を責任者とする苦情解決体制を整備するとともに、苦情の内容、対応結果を申出者に告知する。

② 社会福祉施設

- ・ 施設内での苦情受付担当を設置し、施設長を責任者とする苦情解決体制を整備す

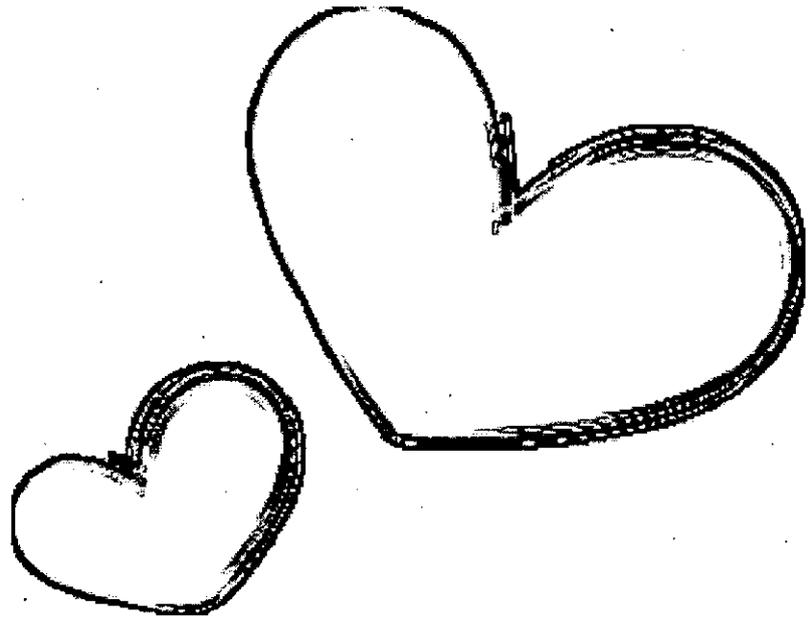
るとともに、苦情の内容、対応結果を申出者に告知する。

③ 民間支援団体

- ・ 婦人相談所の一時保護所や社会福祉施設への入所者と同等の苦情解決を担保するため、これらに準ずる内部苦情解決体制を整備するよう努める。

④ 第三者機関

- ・ 被害者が、各保護機関における対応に納得がいかない場合、第三者機関として福祉サービス運営適正化委員会（鳥取県社会福祉協議会内）において申立てを受け付ける。



基本テーマ6 民間支援団体等支援体制づくり

重点目標(1) 民間支援団体等への支援

【現状と課題】

DV被害者の支援については、社会福祉施設及び民間支援団体が大きな役割を担っており、今後も被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援が行えるという民間の特性を生かした被害者支援活動が継続して行えるよう、行政はこれを引き続き支援していく必要がある。

◇現在の主な取組

- ・ シェルターとして利用するために借り上げたアパートの家賃を助成
- ・ 被害者の自立支援を図るため、同行支援を行うための経費を助成
- ・ 民間シェルターの防犯カメラ設置や警備委託の経費を助成
- ・ 夜間の電話相談活動に対する助成
- ・ 社会福祉施設や民間支援団体の職員等へのスキルアップのための研修費用の助成

【今後の取組】

- ・ DV相談支援センターは、各保護施設の受入状況を把握し、社会福祉施設や民間支援団体が被害者の支援計画を立てる際の助言やスーパーバイズを行う。また、被害者の相談や支援に当たる者に対する心のケアを行う。
- ・ 県は、民間支援団体等の運営体制の充実を図るための支援を検討する。

重点目標(2) 民間支援団体等との連携と協働

【現状と課題】

DV施策を進める上で、行政機関ですべて対応していくことには限界があり、また、民間支援団体等が対応したほうが効率的、効果的な分野もある。今後も、それぞれの特性を生かしながら協働してDV施策を推進していく必要がある。

◇現在の主な取組

- ・ 社会福祉施設、民間支援団体への一時保護委託
- ・ 社会福祉施設への夜間の電話相談委託
- ・ ステップハウスの運営委託
- ・ ボランティア養成研修の実施のための経費を助成

【今後の取組】

① 民間支援団体等への事業委託

- ・ 県は、社会福祉施設や民間支援団体で実施可能なものについては事業の委託を検討する。

② 事業の協働実施

- ・ 各機関は、市民活動を継続的に発展させるためのボランティア養成やDV被害の防止のための研修会等を協働で実施する。

Ⅶ 今後の（制度上の）課題

1 DV法の見直し

平成20年1月11日施行のDV法の改正により、「保護命令制度の拡充」等の改善が図られたところであるが、現在のところ法改正の予定はなく、依然として検討すべき課題が残されている。

① 緊急保護命令の創設

現行の保護命令制度では、申立てから発令までに10日以上かかることから、危険が差し迫った被害者は、危険を避けるために一時保護を利用するなど、加害者から逃げるしかない。簡易な手続で一時的に被害者を危険から守るための新たな制度の検討が必要である。

② 接近禁止命令の延長

接近禁止命令の期間は6か月であるが、被害者の安全の確保、精神的な回復、安定した暮らしの再建のためには長い時間を要するため、期間の延長について検討が必要である。

2 加害者更生対策の制度化

改正DV法においても、「国及び地方公共団体は加害者の更生のための指導方法に関する調査研究の推進」が規定されているだけで、具体的な加害者更生対策は示されていない。

外国では、裁判所による法的な強制力により加害者に何らかのプログラムを受けさせている例が多く見られる。わが国においても加害者更生については、国の制度として検討していくことが必要である。

3 地域格差の解消

DV被害者の保護、自立支援策については、現在の国の制度は十分なものとは言えず、本県では独自の支援策を実施しているところであるが、全国的には都道府県間で大きな格差が生じている。

本来、被害者の保護及び自立支援は全国どこでも同じ水準で実施されるべきものであり、今後国に対して新たな被害者自立支援制度の創設について要望していく必要がある。

4 子どもとの面接機会の提供の仕方

DV被害者・加害者の面接交渉の場面における安全かつ子どもの発育に配慮した面接交渉のあり方について検討していくことが必要である。

【 資 料 編 】

1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	27
2	鳥取県のDV対策の現状	40
3	鳥取県DV被害者支援計画（第二次改訂版）策定委員会設置要綱	42
4	鳥取県DV被害者支援計画（第二次改訂版）策定委員会委員名簿	43
5	用語解説	44

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧告して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本

計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事

務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その

通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠として
いる住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこ
と。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判
所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加え
られることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同
号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、
被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずる
ものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状
態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電
話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信する
こと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をか
け、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送
付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞^{しゅう}恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、
又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知
り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下こ
の項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居
しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っ
ていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して
配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認め
るときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、
被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するた
め、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効
力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶
者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学
する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、

就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防

止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に
おける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に
おける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法

務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含

む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法

律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

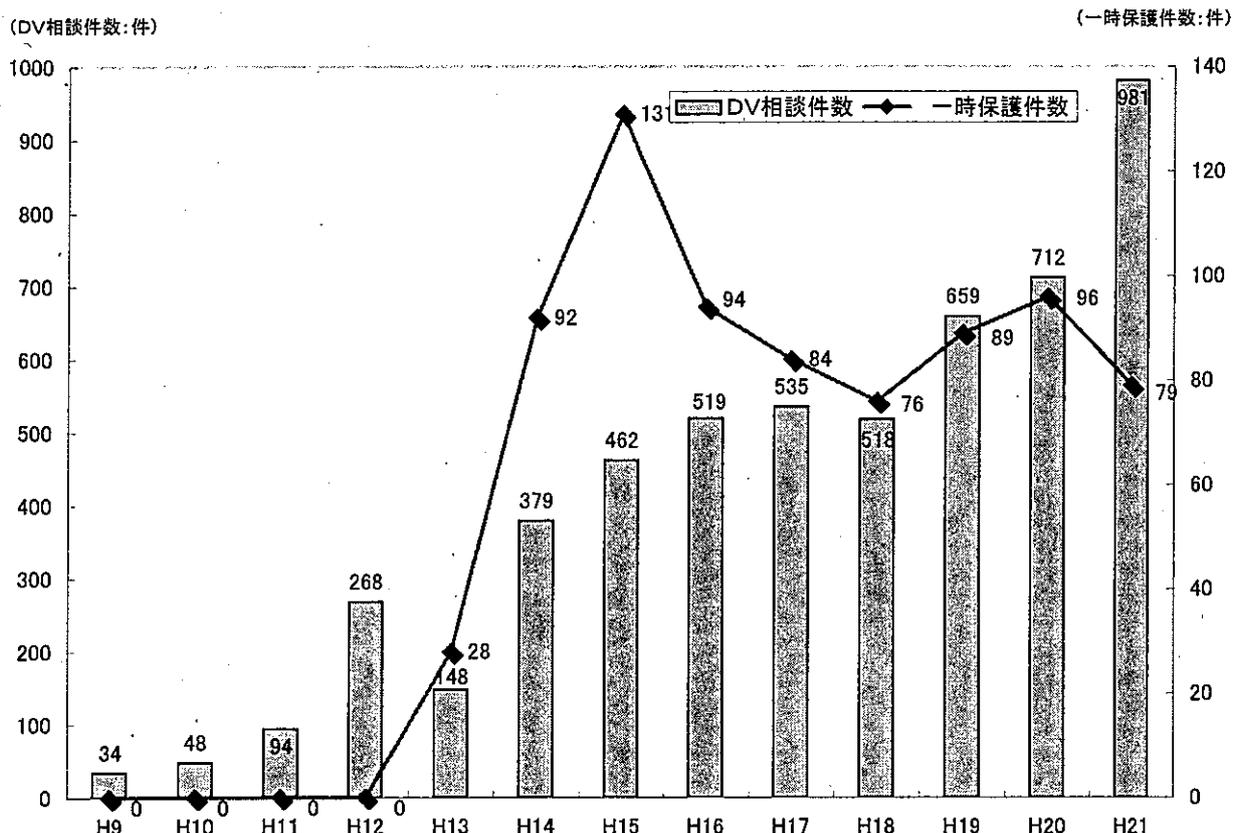
第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

鳥取県のDV対策の現状

1 DV相談件数、一時保護件数の推移

DV相談件数は年々増加しているが、一時保護件数については平成15年度をピークに平成16年度以降はほぼ横ばい状態である。

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
DV相談件数	34	48	94	268	148	379	462	519	535	518	659	712	981
一時保護件数	—	—	—	—	28	92	131	94	84	76	89	96	79



※平成13年度にDV法成立・一部施行、平成14年度から完全施行

※平成14年度から委託一時保護開始

※相談件数は、本県の婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び県内の婦人相談員が受付けた件数。

(注)DV:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に定義される暴力のほか、恋人間等の親密な関係にある男女間で起こる暴力も含む。

2 DV被害者支援の主な取組の経緯

年度	国の動き	県の動き
平成11	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法」が成立 ○「男女間における暴力に関する調査」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関連絡会を開催 (民間団体、警察署、関係施設等：計6回) ・県内の課題共有が始まる
平成12		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性に対する暴力防止」関係機関連絡会の正式発足
平成13	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が成立 (4月公布、10月一部施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもと女性を守る関係者懇談会」 ・知事出席。被害者本人や民間団体から意見聴取 ○民間支援団体に対し、一時保護のための家賃補助等の単県補助を開始
平成14	<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法の完全施行(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間団体への委託一時保護の開始 ○民間シェルターへの単県助成を大幅に拡充し本格化 ○婦人相談所(東部)を配偶者暴力相談支援センターとする
平成15		<ul style="list-style-type: none"> ○ステップハウスへの委託実施による自立支援を本格化
平成16	<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法の一部改正 (6月公布、12月2日施行) ・暴力の定義の拡充(身体的暴力に加え精神的暴力が追加) ・国、県の基本計画策定義務化 ○国の基本方針策定(H16.12.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国に先駆けて「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」策定(H16.12.2) ○県内3か所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ(中部・西部福祉保健局心と女性の相談室)
平成17		<ul style="list-style-type: none"> ○民間支援団体への助成 (ボランティア養成、託児、研修、通訳経費)
平成18		<ul style="list-style-type: none"> ○西部福祉保健局に一時保護権限を付与(6月～) ○DV加害者電話相談の開始(10月～) ○山本再チャレンジ担当大臣との意見交換会(12月) ○外国人DV被害者の通訳スタッフの養成
平成19	<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法の一部改正 (7月公布、1月11日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂(H20.2.7)
平成20		<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者支援推進会議の開催(9月、3月)
平成21		<ul style="list-style-type: none"> ○中部福祉保健局に一時保護権限を付与(4月～) ○民間基金(DV被害者支援基金)の設立(基金管理事務局：鳥取県社会福祉協議会)

DV被害者支援計画（第二次改訂版）策定委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第2項の規定に基づく都道府県基本計画として平成16年12月に策定し、平成20年2月に改訂した配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画（以下「DV被害者支援計画」という。）について、当該計画の計画期間が今年度で終了することに伴う当該計画の見直しに当たって関係者の幅広い意見を聴くため、DV被害者支援計画（第二次改訂版）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、DV被害者支援計画（第二次改訂版）の策定に関することを所掌する。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員10名以内で組織するものとし、その委員は福祉保健部長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 策定委員会の委員の任期は、DV被害者支援計画（第二次改訂版）が策定されるまでの間とする。

（委員長）

第5条 策定委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（職務）

第6条 策定委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

（委員以外の者の出席）

第7条 策定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、福祉保健部子育て支援総室家庭福祉室において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月2日から施行する。

DV被害者支援計画（第二次改訂版）策定委員会委員名簿

区分	所属名	職名	氏名	備考
委員	鳥取大学大学院医学系研究科 (臨床心理学専攻)	教授	菊池 義人	委員長
	鳥取県母子生活支援施設協議会 (倉明園)	会長 (施設長)	大塩 孝江	
	鳥取県男女共同参画をすすめる ネットワーク	会長	大月 悦子	
	社会福祉法人 鳥取こども学園乳児部	院長	田中 佳代子	
	鳥取県子ども家庭育み協会	理事	熊田 美智枝	
	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	専務理事	小林 裕幸	
	特定・特別医療法人養和会 養和病院	精神科医師	廣江 ゆう	
	菜の花総合法律事務所	弁護士	駒井 重忠	
	米子市福祉保健部 こども未来課	課長	木村 篤裕	
	琴浦町町民生活課	課長	山本 秀正	

用語解説

DV(ドメスティックバイオレンス)

一般的には、「配偶者や恋人等の親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力」をいう。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、①被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）に限定、②被害者の性別は問わない、ものを対象としている。

デートDV

親密な関係になったボーイフレンド、ガールフレンドの間で起こる「暴力で相手を支配しよう」とする犯罪を含む人権侵害のこと。

配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)

DV法により①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う。

シェルター

暴力から逃れ、駆け込んでくる女性や子どもたちのための緊急避難場所として一時的に保護する場（施設）。

ステップハウス

シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設。

代理受傷(二次受傷)

相談員等の支援者が、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。

二次的被害

相談、保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者の不適切な言動により、被害者が傷付き、更なる被害が生じること。

DV予防啓発・相談支援員(ファシリテーター)

市町村、教育現場や地域等においてDV予防啓発及び初期相談支援を行うことのできる人材のこと。

スクールカウンセラー

いじめや不登校等について、教職員や保護者に指導助言を行うとともに児童生徒の心の相談に当たる専門家。

ショートステイ

高齢者や障がいのある方等が、社会福祉施設等に短期間入所してサービスを受けること。

ケースワーク

社会生活上の諸問題に直面して困難な状況に陥っている人に対して、その困難な状況から自立できるように個別に援助していく過程のこと。

スーパーバイズ

高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。